

第 3 号議案参考資料

議 案 名

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

1 提案理由

人事院勧告等に準じて、職員の給料、通勤手当、期末手当及び勤勉手当を改定したいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

ア 通勤手当の支給額の改正（第 10 条関係）

自転車等使用者に対する通勤手当の支給額を引き上げる。

イ 期末手当の支給割合の改定（第 17 条の 4 関係）

令和 7 年 12 月に支給される期末手当の支給割合を引き上げる
（2 ページの表を参照）。

ウ 勤勉手当の支給割合の改定（第 17 条の 7 関係）

令和 7 年 12 月に支給される勤勉手当の支給割合を引き上げる
（2 ページの表を参照）。

(2) 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

令和 7 年 4 月以後の給料表を改定し、給料月額を平均 3.3% 引き上げる。
（別表第 1 関係）

(3) 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 3 条関係）

ア 55歳を超える職員の昇給基準の改定 (第4条関係)

勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に昇給する。

イ 期末手当の支給割合の改定 (第17条の4関係)

令和8年度以後に支給される期末手当の支給割合を改定する(2ページの表を参照)。

ウ 勤勉手当の支給割合の改定 (第17条の7関係)

令和8年度以後に支給される勤勉手当の支給割合を改定する(2ページの表を参照)。

(4) 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正(改正条例第3条関係)

令和8年4月以後の給料表を改定する。(別表第1関係)

(参考) 期末手当及び勤勉手当の支給割合

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

		6月	12月	合計	総支給割合
令和7年度 (現行)	期末手当	1.25	1.25	2.50	4.60 (月分)
	勤勉手当	1.05	1.05	2.10	
令和7年度 (改正後)	期末手当	1.25	1.275	2.525	4.65 (月分)
	勤勉手当	1.05	1.075	2.125	
令和8年度 以後	期末手当	1.2625	1.2625	2.525	4.65 (月分)
	勤勉手当	1.0625	1.0625	2.125	

※ 太枠内が改正部分

定年前再任用短時間勤務職員

		6月	12月	合計	総支給割合
令和7年度 (現行)	期末手当	0.70	0.70	1.40	2.40 (月分)
	勤勉手当	0.50	0.50	1.00	
令和7年度 (改正後)	期末手当	0.70	0.725	1.425	2.45 (月分)
	勤勉手当	0.50	0.525	1.025	
令和8年度 以後	期末手当	0.7125	0.7125	1.425	2.45 (月分)
	勤勉手当	0.5125	0.5125	1.025	

※ 太枠内が改正部分

3 施行期日

公布の日（改正条例第3条及び第4条の規定は、令和8年4月1日）